うれしいを、しっかり。

・JCBカード付帯保険のご案内
・JCBカード見舞金制度のご案内
・JCB HOMEサポートクラブのご案内

2012年10月現在
724011000　203152-013・1210（60.0）WD

JCB THE CLASS

INSURANCE BOOK

本書はJCBザ・クラスに自動付帯されている各種損害保険（会員の皆様を被保険者としてJCB（契約者）が保険料を負担しています。）および見舞金制度JCB HOMEサポートクラブについてその概要をご説明する目的でお送りしております。ご一読のうえ、保存されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えてご携帯願います。なお、各種損害保険の普通保険約款及び特約条項の内容や見舞金制度の詳細などにつきましては別途お問い合わせ願います。

INDEX

《JCBザ・クラスカード付帯保険・見舞金制度》
1. JCBザ・クラス傷害保険
　①保険金をお支払いする場合（海外旅行傷害保険）……3～4
　②保険金をお支払いする場合（国内旅行傷害保険）……5～6
　③保険金をお支払いできない主な場合（海外／国内旅行傷害保険）‥7～8
2. JCBザ・クラス ショッピングガード保険（国内／海外）…… 9～10
3. JCBザ・クラス ライフアクシデントケア制度…… 11～12
4. JCBカード見舞金規定…… 13～14
5. 保険金・見舞金の請求について
　①保険金・見舞金請求手続き／②必要書類…… 15～17
《JCB HOMEサポートクラブ》
　①ホームサポートサービス…… 19～24
　②家電修理保証サービス …… 25～30
　③JCB HOMEサポートクラブ規定…… 31～48
《各種お問い合わせ先》
1. 海外でお困りの際のホットラインサービス
　日本語安心サービス …… 49～51
2. 国際電話のかけ方 …… 52
3. お問い合わせ先 …… 53

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

JCB THE CLASS

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED No.　JCB CARD No.
INSURED　　JCB CARD MEMBER
COVERED PERIOD OF TRAVEL : Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of three (3) months or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this coverage extend beyond three (3) months for a single overseas trip.
However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return to the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of three (3) months.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥100,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
BAGGAGE(EXCESS ¥3,000)	¥1,000,000
LIABILITY	¥100,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥10,000,000

This is to certify that "JCB THE CLASS OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are JCB CARD member.

NIPPONKOA INSURANCE CO., LTD.

＊家族特約対象者の海外旅行傷害保険付証明書が必要な場合には必要書類などをご案内いたしますので、P.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

《JCBザ・クラスカード付帯保険・見舞金制度》

JCBザ・クラス傷害保険

被保険者 ： JCBザ・クラス本会員の方・家族会員
　　海外旅行傷害保険は、「家族特約」対象者を含みます。

●「家族特約」対象者とは
　JCBザ・クラス本会員の方と生計を共にするご家族で、
　19歳未満のお子様をいいます。
●保険金請求の際に健康保険証または公的証明の写しにより、
　本会員の方と同一生計の家族であることを確認させていただきます。

補償期間 ： JCBザ・クラス会員の方である期間

保険の対象となる旅行期間 ： 海外旅行の場合、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発されてから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までをいいます。ただし、日本出国日から3カ月を限度とします。

引受保険会社 ： 日本興亜損害保険株式会社（幹事）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

傷害保険金額一覧

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険ともにカードのご利用の条件はございません。

海外旅行傷害保険（自動付帯）

	本会員・家族会員	家族特約対象者
傷害による死亡・後遺障害	最高1億円	最高1,000万円
傷害による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
疾病による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
賠償責任	1億円限度	2,000万円限度
携行品の損害（自己負担額1事故3,000円）	100万円限度	50万円限度
救援者費用等	1,000万円限度	200万円限度

国内旅行傷害保険（自動付帯）

①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故 ②旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故 ③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	死亡・後遺障害	最高1億円
	入　院	日額5,000円
	手　術	5,000円×（10～40倍）
	通　院	日額2,000円

※ご出発前に上記保険に関する手続きはいっさい必要ありません。
※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救援者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方とします。
※JCBザ・クラス付帯の旅行傷害保険（海外・国内）の死亡・後遺障害保険金額および入院・通院保険金額（国内のみ）につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として按分して保険金が支払われます。（後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款にて定める支払い割合を乗じた金額を、手術保険金の場合は最も高い入院保険金日額に普通保険約款にて定める倍率を乗じた金額をそれぞれ限度として按分して支払われます。）
ただし海外旅行傷害保険で、他にお持ちのクレジットカードが法人カードの場合には、按分の対象とならないこともございます。詳しくはP.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。
※海外旅行傷害保険（死亡・後遺障害保険金を除く）の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として按分して保険金が支払われます。
※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷害	死亡 後遺障害	本会員・家族会員 **最高1億円** 家族特約対象者 **1,000万円**	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	○亡くなられたとき…保険金額（死亡・後遺障害）の100%をお支払いします。 ○後遺障害を生じたとき…その程度に応じて保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%をお支払いします。
傷害	治療費用	1回の事故につき 本会員・家族会員 **1,000万円限度** 家族特約対象者 **200万円限度**	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 注 事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	下記の①～③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。 ①治療のために必要な次の費用 （1）診療費・手術費など診療関係費、入院費 （2）病院までの交通費、緊急移送費、転院費（入院先の病院で治療が困難な場合など） （3）ホテル客室料（入院が不可能である場合など） （4）通訳雇用費用 （5）義手・義足の修理費〈傷害治療のみ〉 ②入院により必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費（1回の事故につき、合算して20万円限度） ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費（本来帰国に要すべき費用を除きます。）
疾病	治療費用	1回の病気につき 本会員・家族会員 **1,000万円限度** 家族特約対象者 **200万円限度**	旅行期間中に発病または原因が発生し（下記の特定の感染症の場合は感染し）旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに（下記の特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに）医師の治療を受けられたとき。 「特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。」 注 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	
賠償責任		1回の事故につき 本会員・家族会員 **1億円限度** 家族特約対象者 **2,000万円限度**	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	下記①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ○損害防止軽減費用 ○緊急費用 ○訴訟費用など
携行品損害		1旅行中 本会員・家族会員 **100万円限度** 家族特約対象者 **50万円限度** 保険期間中 **100万円限度** 自己負担額 1回の事故につき **3,000円**	旅行期間中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ（1点または1対）あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用（交通費、宿泊費を含みます。）を5万円を限度としてお支払いします。 注 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。
救援者費用等		1回の事故につき 本会員・家族会員 **1,000万円限度** 家族特約対象者 **200万円限度**	旅行期間中に 1. ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 2. 病気により亡くなられたとき。 3. 病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 4. ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 5. 搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 6. 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。（ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。）	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で日本興亜損害保険株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 ⑤現地からの移送費 ⑥遺体処理費用（100万円限度） 上記②から④の費用は右表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 注 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。

	②の交通費、③の客室費	④の諸経費など
3日～6日継続入院の場合	救援者1名分	5万円
7日以上継続入院の場合	救援者3名分	20万円

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。
※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきますので詳しくは P.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

国内旅行傷害保険

※下記①～③の場合、保険金をお支払いいたします。

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害	死亡 後遺障害	最高1億円	①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具搭乗中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテルなどの宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。	左記の①～③によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなられたとき …保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 (2)後遺障害を生じたとき …その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%をお支払いします。
	入　院	・入院保険金 1日につき 5,000円 ・手術保険金 5,000円×倍率		左記の①～③によりその傷害が原因で (3)入院されたとき……5,000円／日 (ただし事故日より180日限度) (4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき …5,000円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額 (ただし1事故につき1回限度)
	通　院	1日につき 2,000円		(5)通院されたとき……2,000円／日 (ただし事故日を含めて8日目以降において通院が継続されている場合で事故日より180日以内で90日限度)

※国内旅行傷害保険において：

「募集型企画旅行」とは…… あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは… 募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは…… 航空法、鉄道事業法、海上運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきますので詳しくは P.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷　害	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ（※下記参照　登山・スカイダイビングなど）中のケガまた、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
疾　病	■被保険者、保険金受取人の故意 ■妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ■歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 注　保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。
賠償責任	■被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ■被保険者の親族に対する事故 ■自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ■汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ■預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 （イ）ホテルの客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。） （ロ）ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 （ハ）レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品
携行品損害	■他人から借りたもの ■すり傷など外観の損傷 ■携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ■携行品の置き忘れまたは紛失 ■国または公共団体の公権力の行使（空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。） ■携行していない場合（配送中の事故など）は、お支払いの対象となりません。 また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。 ■保険の目的である液体の流出 注　次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船　など。
救援者費用等	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、犯罪行為 ■被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ■危険なスポーツ（※下記参照　登山・スカイダイビングなど）中のケガ ■妊娠、出産などで入院した場合

国内旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷　害	■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ（※下記参照　登山・スカイダイビングなど）中のケガ ■地震、噴火または津波 ■「旅行中」の事故でない場合 （1）通勤・通学中の事故（往復途上の立ち寄り時を含む） （2）通常業務範囲内での移動中の事故（ただし、出張旅行中の事故は除きます） （3）日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故 例）買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇（コンサート・舞台・ミュージカル）、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ　など また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。（以下のスポーツ中のケガは保険金のお支払いはできません。）

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきますので詳しくはP.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCBザ・クラスショッピングガード保険

ショッピングガード保険（国内／海外）

補償金請求者: JCBザ・クラス本会員の方・家族会員
補　償　期　間: JCBザ・クラス会員の方である期間
年間補償限度額: 会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は500万円限度
自己負担額: 1回の事故につき3,000円
補　償　金　額: カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額）から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

*物品の購入に際しJCBザ・クラスと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

補償を受けられる人および補償金を請求できる人:

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社（幹事）、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJCBザ・クラス会員の方がJCBザ・クラスを利用して購入した物品（詳細は右記）で購入日（配送などによる場合には物品の到着日）から90日以内に偶然な事故（国内・海外問わず）によって損害を被った場合。	会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。 (1) 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3) 動物および植物 (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7) 食料品 (8) 会員が従事する職業上の商品になるもの ※JCBギフトカードで購入した物品は対象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.53「お問い合わせ先」にご確認ください。	(1) 会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害。 (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9) 詐欺または横領に起因する損害。 (10) 物品の誤った使用に起因する損害。 (11) 物品の配送中に生じた損害。　など

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきますので詳しくはP.53の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCBザ・クラス ライフアクシデントケア制 度

空き巣被害見舞金

補 償 対 象 者: JCBザ・クラス本会員の方
※家族会員の方は補償の対象となりません。

補 償 期 間: JCBザ・クラス会員の方である期間

補 償 金 額: 5万円(ただし、毎年4月1日から1年間につき、1回の事故のみ補償します。)
(見 舞 金 額) ※他に同居されている補償対象者がいる場合には、1事故あたり10万円がお支払いの限度となります。
※原則として、事故発生日より60日以内に申請をいただいた場合に限ります。

○お見舞金のお支払いについて

JCBからお支払いするお見舞金は、「カードご利用代金明細書」にてマイナス表示いたします(カードご利用代金から相殺してお支払いいたします)。

例・Aさんの場合

・○月10日お振り替え予定のカード利用代金が	105,000円・・・①
・JCBからのお見舞金のお支払いが	−50,000円・・・②
・○月10日のお振り替え金額は55,000円	55,000円・・・(①より②を相殺)

カードご利用代金が、お支払いするお見舞金額に満たない場合には、その差額をJCBよりカードご利用代金お支払い口座にお振り込みいたします。
必要書類を返送いただいた後、月末までにお支払いが確定した会員様には翌々月10日のカードご利用代金のお振り替え時に上記方法にてお支払いいたします。

お見舞金をお支払いする場合	お支払いできない主な場合
補償対象者の住居(注1)に空き巣(注2)が入り、建物や家財に損害が発生した場合に、補償対象者が所管警察署に被害の届出を行うことを条件に、お見舞金をお支払いします。 (注1)JCBにご登録いただいている本会員様の日本国内の住居に限ります。 (注2)「空き巣」とは、窃盗目的で家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。なお、家人が就寝している間に侵入する「忍び込み」や、家人が食事その他の所用中の際に侵入する「居空き」は、お見舞金支払いの対象になりません。	(1)会員の故意または詐害行為によって生じた損害 (2)会員の親族、使用人、同居人、止宿人並びに会員の補償対象住居の監守人が自らなしまたは加担した盗難による損害 (3)忍び込みや居空きなど、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害 (4)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害 (5)店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建物などの財物に生じた損害 (6)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害 (7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害 (8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害 など

＊本見舞金制度は、JCBが「JCBカード見舞金規定」に基づいて運営いたします。従って、お見舞金はJCBよりお支払いいたします。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお見舞金支払いの可否は「JCBカード見舞金規定」に基づきJCBが決定いたしますので、詳しくはP.53「お問い合わせ先」にご確認ください。

犯罪被害傷害保険

被 保 険 者:JCBザ・クラス本会員の方および家族会員※ただし、死亡後遺障害は、本会員の方のみ
補 償 期 間:JCBザ・クラス会員の方である期間
引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡 後遺障害	本会員 最高1,000万円 (家族会員 補償なし)	①第三者(被保険者以外の者)の故意による加害行為により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。ただし、その傷害が第三者の加害行為により生じたことを警察に届け出た場合に限ります。 ②「ひき逃げ」(注1)により傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 (注1)「ひき逃げ」とは、道路上における被保険者と自動車または原動機付自転車との衝突・接触などの交通事故で、当該事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できない場合をいいます。	左記①～②によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなられたとき(本会員のみ)・・・1,000万円 (2)後遺障害を生じたとき(本会員のみ) ・・・その程度に応じて30万円～1,000万円 左記の①～②によりその傷害が原因で (3)入院されたとき・・・7,500円/日 (4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき・・・7,500円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額(ただし、1事故につき1回限度) (5)通院されたとき・・・5,000円/日(ただし事故日より180日以内で90日限度)	・被保険者、保険金受取人の故意 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他変乱 ・放射線照射、汚染、原子核反応 ・ピッケルなどを使用する山岳登はん、ハンググライダーなどの危険なスポーツをしている間のケガ ・地震、噴火または津波 ・道路以外の場所で、自動車、オートバイ、モーターボートによる競技、競争、興行または試運転をしている間のケガ ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
	入 院	・入院保険金1日につき7,500円 ・手術保険金 7,500円×倍率			
	通 院	1日につき 5,000円			

＊この保険契約の規定上、死亡保険金の受取人は法定相続人に限ります。
上記内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約条項に基づきますので、詳しくはP.53「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCBカード見舞金規定

(目的)

第1条

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)が第2条に定める補償対象者に該当するJCB会員(以下「会員」といいます。)を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

(用語の定義)

第2条

本規定において、次に掲げる用語は当該各号の定義に従うものとします。

(1)補償対象者
ザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員のうち、個人本会員とし、家族会員および法人会員(カード使用者を含む)を除くものとします。

(2)補償対象住居
補償対象者が日本国内において自己の日常住居用に所有または借用している建物のうち、補償対象者が日常住居用として使用している部分をいいます。(店舗併用住宅建物の店舗部分など、補償対象者が日常住居以外の目的で使用する部分がある建物の場合は、補償対象者が日常住居用として使用する部分のみをいい、日常住居以外の目的で使用する部分を除きます。)ただし、補償対象者が会員の自宅住所として登録している住所に所在するものに限ります。なお、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住所としてJCBに登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票などの客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。

(3)建物
日常住居の用に供する建築物をいいます。ただし、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建物を除きます。

(4)家財
建物内に収容されている日常生活用動産をいいます。ただし、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。)ならびにこれらの付属品、自転車、動物および植物などの生物を除きます。

(5)空き巣狙い
窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(6)忍び込み
窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(7)居空き
窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の隙に住宅に侵入する犯罪をいいます。

(8)空き巣狙いによる盗難損害
空き巣狙いによって生じた建物または家財の盗取、毀損または汚損などの財物損害をいいます。なお、空き巣狙いの窃盗未遂によって生じた財物損害を含みます。

(9)1補償期間
毎年4月1日の午前0時から翌年3月31日の午後12時までの1年間を1補償期間とします。

(見舞金を支払う場合)

第3条

JCBは、補償期間中に会員が補償対象住居の建物または家財について空き巣狙いによる盗難損害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

(見舞金を支払わない場合)

第4条

1.前条の規定にかかわらず、JCBは、次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。
(1)会員の故意または詐害行為によって生じた損害
(2)会員の親族、使用人、同居人、止宿人ならびに会員の補償対象住居の監守人が自らなし、または加担した盗難による損害
(3)忍び込みや居空きなど、空き巣狙い以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害
(4)すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかった者によりなされた盗難による損害
(5)店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常住居以外の目的で使用している部分の建物などの財物に生じた損害
(6)家財が一時的に建物外に持ち出されている間にその家財に生じた損害
(7)財物損壊を伴わない経済的損失や精神的苦痛などの非財物損害
(8)空き巣狙いによって生じた火災または爆発事故による損害
(9)火災または爆発事故の際の盗難による損害
(10)地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難による損害
(11)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害
(12)核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の際における盗難による損害
(13)会員がザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員の資格を取得する以前に生じた盗難による損害

2.JCBは、会員の補償対象住居に空き巣狙いによる住居侵入の形跡がある場合でも、その建物または家財に盗難損害が発生していない場合には見舞金を支払いません。

3.JCBは、理由のいかんにかかわらず、会員が空き巣狙いによる盗難損害について所管警察署への盗難被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

(見舞金の請求)

第5条

1.会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、JCBに通知しなければなりません。

2.会員がJCBに対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類をJCBに提出しなければなりません。
(1)JCBが指定する見舞金請求書兼空き巣被害届出証明書(必要記載事項に記入漏れがないもの)
(2)空き巣被害を証する写真、住民票その他JCBが必要と認める書類

3.会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、JCBは見舞金を支払いません。

4.会員がJCBに登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、JCBに登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、JCBは見舞金を支払いません。

5.会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、JCBは見舞金を支払いません。

6.会員がザ・クラス会員、プラチナ会員およびゴールド会員の資格を喪失した後におこなった見舞金請求に対しては、JCBは見舞金を支払いません。

7.第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、JCBは見舞金を支払いません。

(見舞金請求の際の調査)

第6条

1.JCBは会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の事実および状況を調査することができるものとします。

2.会員は、前項の調査に協力しなければなりません。

3.会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、JCBは見舞金を支払いません。

(見舞金の額)

第7条

1.JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。

2.前項に関わらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり5万円とします。

3.第1項にかかわらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、JCBが会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣被害あたり10万円を限度とします。

4.前項の場合、JCBは、会員から特段の申し出がない限り、10万円を補償対象者数で按分した金額を各々の補償対象者に支払うものとします。

5.会員が1補償期間中に被った空き巣狙いによる盗難損害の回数にかかわらず、JCBの会員に対する見舞金支払いは、1補償期間中、1回を限度とします。

(見舞金の支払方法)

第8条

1.JCBが会員に見舞金を支払う場合、会員のカードご利用代金お支払い口座(以下「お支払い口座」といいます。)にカード利用代金の約定支払日に支払うものとし、事前にご利用代金明細書にて見舞金の支払金額および支払日を会員に通知します。

2.前項にかかわらず、JCBは、会員に対して他に請求するカード利用代金がある場合は、会員から特段の申し出がない限り、当該カード利用代金と支払うべき見舞金の額を相殺することができるものとします。なお、当該カード利用代金が支払うべき見舞金の額に満たない場合は、当該カード利用代金と相殺した見舞金の残額分について、お支払い口座に振り込むものとします。

3.JCBは、相殺後のカード利用代金の口座振替または見舞金(残額分の場合を含む)の振り込みをもって会員の見舞金受領を確認したものとし、特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴求しません。

(規定の改廃)

第9条

1.本規定は、2011年5月1日午前0時より効力を発します。

2.本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、JCBは事前に会員に通知するものとします。
ただし、JCBが本規定を改定または廃止することができることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

(2011年5月1日改定)
(MMK99-20111215)

保険金・見舞金の請求について（手続き・必 要書類）

海 外 旅 行 傷 害 保 険

1.保険金・見舞金請求手続き

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.49～までを行っております。ただし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます書類（一覧表の太枠内）を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30
＊現地にて保険金請求手続きなどでお困りの場合も「日本語安心サービス」をご利用ください。

P.51に記載しております「日本語安心サービス」によって必要書類のお手配から保険金支払います。帰国後保険金を請求される場合には現地でしか手配できない下記「2.必要書類」に掲げ日以内に「日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求 書類はコピーしたものでは認められません。※印は当社所定用紙があるものです。

必要書類＼ご請求になる保険金の種類	治療費用保険金（傷害・疾病）	携行品損害保険金	死亡保険金（傷害）	後遺障害保険金	救援者費用等保険金	賠償責任 対人	賠償責任 対物	ご案内
パスポート	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。
※保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故のご報告後郵送させていただきます。
現地でしか手配できない書類 医師の診断書	◎					◎		現地発行のものをお持ち帰りください。（注記の波線部分をご参照ください。）
現地でしか手配できない書類 治療費の明細書および領収書	◎					◎		病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
現地でしか手配できない書類 死亡診断書または死体検案書（死亡時のもの）			◎		○			診断者または検案した医師または病院発行のもの。
現地でしか手配できない書類 事故証明書	○	◎	◎	◎	○	○	○	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただくことがございます。
現地でしか手配できない書類 支出を証明する書類	○				◎			現地で支出した費用の領収書
現地でしか手配できない書類 示談書・示談金領収書						◎	◎	作成してください。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け「日本語安心サービス」までご相談ください。
現地でしか手配できない書類 損害額（修理費など）を証明する書類		○					◎	損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類（修理費用見積書、修理費領収書）、写真など。
※損害品明細書		◎						送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
損害額を証明する書類		◎						損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示を願います。
死亡保険金受取人の印鑑証明書			◎					市区町村役所で発行
会員の印鑑証明				◎				同 上
除籍後の戸籍謄本			◎					同 上
法定相続人の戸籍謄本			◎					同 上
委任状			○					必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
※後遺障害診断書				◎				同 上
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	同 上

（注）本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
請求額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。
※家族特約対象者は、健康保険証の写し、住民票などが必要となります。

国 内 旅 行 傷 害 保 険 ・ 犯 罪 被 害 傷 害 保 険

1.保険金・見舞金請求手続き（国内旅行傷害保険）

○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなられたときは会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に「日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
○会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

1.保険金・見舞金請求手続き（犯罪被害傷害保険）

○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなられたときは会員または保険金を受けとるべき方は、所管警察署に届けるとともに事故の日からその日を含めて30日以内に「日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
○会員または保険金を受けとるべき方が保険金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類（国内旅行傷害保険・犯罪被害傷害保険）

◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、
各請求書類はコピーしたものでは認められません。※印は当社所定用紙があるものです。

必要書類＼ご請求になる保険金の種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院	ご案内
※保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書などをご提出ください。
※傷害状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
死亡保険金受取人の印鑑証明書	◎					市区町村役所でお取り付けください。
会員の印鑑証明		◎	○	○	○	同 上
死亡診断書または死体検案書	◎					医療機関に作成ご依頼ください。
※後遺障害診断書		◎				同 上
除籍後の戸籍謄本	◎	○				市区町村役所でお取り付けください。
法定相続人の戸籍謄本	◎					同 上
※医師の診断書			○	○	○	医療機関に作成をご依頼ください。
※同意書	◎	◎	◎	◎	◎	会員またはご家族が署名・捺印ください。
※委任状	○	○	○	○	○	会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類	○	○	○	○	○	国内旅行傷害保険の場合
その他の書類	○	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

請求金額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。

保険金・見舞金の請求について（手続き・必要書類）

ショッピングガード保険（国内／海外）

1.保険金・見舞金請求手続き

○お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。

○会員の方が保険金の請求をされるときは下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類

◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、
各請求書類はコピーしたものでは認められません。

必要書類＼ご請求になる保険金の種類	盗難事故保険金	破損事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	ご案内
保険金請求書（所定用紙）	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明および盗難届出済証明書	◎		◎		管轄の警察署・消防署でお取り付けください。
修理費請求書または見積書		◎	◎	○	購入先または修理先でお取り付けください。
JCB売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎	
写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

（注）破損の場合、日本興亜損害保険株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支払いに差し障りの生じることがあります。

空き巣被害見舞金

1.保険金・見舞金請求手続き

○お支払いの対象となる事故が発生した場合は、会員はただちに所管警察署に届け出るとともに「日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。

○会員の方が見舞金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類

各請求書類はコピーしたものでは認められません。

必要書類	ご案内
見舞金請求書兼空き巣被害届出証明書	警察署の盗難届受理番号を記載ください。
空き巣被害を証明する写真	被害状況がわかる写真を添付してください。
その他の書類（住民票など）	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

JCB HOMEサポートクラブのご案内

JCB HOMEサポートクラブ　（2013年3月　25日（月）スタート）

JCB HOMEサポートクラブとは、日常生活をサポートするさまざまなホームサポートメニューをお手軽にご利用いただけるJCB会員限定の登録制サービスです。
また、本クラブの付帯サービスとして、ご家庭にある家電15品目の故障に対する家電修理保証サービスもご利用いただけます。
なお、ザ・クラス本会員の方は、本クラブに自動登録となり、本クラブへの登録手続きは不要です。
※JCB HOMEサポートクラブおよび本クラブで提供・付帯されるホームサポートサービス、家電修理保証サービスは、必要に応じて、各年度（4月1日から翌年3月31日）ごとにサービスの見直しや改廃を行います。ただし、ホームサポートサービスのサービスメニューや料金は、当該期間に限らず変更となる場合があります。
※家電修理保証サービスは、ザ・クラス本会員の方を被保険者とした動産総合保険をJCBが契約者となり保険会社と締結することで提供されます。

引受保険会社：日本興亜損害保険株式会社

2013年3月25日（月）スタート。
サービス開始以前はご利用いただけません。

ホームサポートサービスのご案内…… P19
家電修理保証サービスのご案内…… P25

ホームサポートサービス

JCBザ・クラス本会員の方のご要望にあわせて、暮らしや生活に役立つサービスを提供する専門会社を取次・手配いたします。一部のメニューには、割引等本クラブ会員特典があります。

ご利用上のご注意

ホームサポートサービスご利用にあたって

ホームサポートサービスは、ホームサポートメニューに記載のサービスを提供する専門会社を取次・手配させていただくものです。専門会社のサービスのご利用は、ザ・クラス本会員の方と専門会社の契約（お申込み）に基づくものとします。
※専門会社のご利用条件・内容をご確認のうえ、ご契約・お申込みください。
※専門会社のご利用に必要な費用は、ザ・クラス本会員の方のご負担となります。専門会社に直接お支払いください。

ホームサポートメニュー

快適な住まいのサービス …… P19
家事代行サービス …… P21
生活支援サービス …… P22
各種相談サービス …… P23

快適な住まいのサービス

個人での掃除にも限界！部屋の模様替えで心機一転！など快適な住環境づくりを支援します。

プロのハウスクリーニング

「お部屋の掃除をプロに頼みたい。」フローリングのワックス掛けや換気扇掃除等のハウスクリーニングの専門会社を手配します。

一般価格から一部優待価格にてご提供します。

ご注意
- 年末など、依頼が集中した場合は、ご希望に添えない場合があります。
- 吹き抜けや天窓等、高所作業は足場設置料金等が別途発生します。
- マンション等の共用部分作業は、サービス対象外となります。

家具の移動

「模様替えをするにも重い家具の移動が大変…」家具の移動を行う専門会社を手配します。

一般価格から一部優待価格にてご提供します。

ご注意
- 高価な家具や楽器はご希望に添えない場合があります。（1名で対応できない大型家具は、ご希望に添えない場合があります。）
- 30分以内の作業となり、時間超過、人数超過の場合は別途費用が発生します。
- 引越しによる家具の移動は対象外となります。

管球交換

「天井の蛍光灯交換が大変で…」管球交換を行う専門会社を手配します。

一般価格から一部優待価格にてご提供します。
※時間内であれば数箇所の管球交換作業が可能

ご注意
- 蛍光灯や電球は予めご用意ください。
- 吹き抜けなどの高所作業は足場設置料金等が別途発生します。

※各ホームサポートメニューのサービス内容は、2013年3月1日現在のものです。サービス内容は変更になる場合がございます。
※地域および日時、またサービスの内容によって急なご要望やご希望の日時に添えない場合もございます。
※サービス利用時は、専門会社の利用規則ないし、利用条件が適用となります。

ホームサポートサービス

家事代行サービス

日常に欠かせない様々な家事をザ・クラス本会員の方に代わって行います。家事も重労働です。組み合わせプランをご提案します。

お得な組合せパック

ザ・クラス本会員の方のご要望をうかがい、組み合わせプランをご提案、専門会社に取次します。

一般価格から10％OFF

掃除のお手伝い

玄関まわりから床、浴槽、洗面所、トイレ、台所、庭のそうじまで。掃除機かけやハタキかけ、ちょっと面倒な窓拭きや網戸洗いなどもします。

洗濯のお手伝い

すぐ溜まってしまう毎日の洗濯や、洗濯物干しをします。干した後は取り込んで整理し、ご希望に応じてアイロンかけもします。

布団干しのお手伝い

「毎日の布団上げ下ろしや布団干しが辛くなってきた」そんな時はお手伝いします。

お買い物のお手伝い

ザ・クラス本会員の方のご希望に沿って買い物をします。また、お出かけされる場合は、ご一緒して、荷物をお持ちします。

食事作りのお手伝い
食事の後片づけ

お好みの食材を使って、ご希望の味付けをお聞きしながら調理します。食事中のお話し相手や、ご家族のための食事のご用意もします。また、食後の後片付けもします。

ゴミや新聞の仕分け
ゴミ出しのお手伝い

生ゴミ、資源ゴミ、燃えないゴミなど各市町村の条例に従って分別し、所定の場所にお出しします。

食器棚の整理

食器が多くて取り出し辛かったり、たくさんの食器が重なっていたり…。食器棚の整理をお手伝いします。また、冷蔵庫の整理もします。

衣替えのお手伝い

衣替えを控えたクリーニング出し、押し入れやタンスの定期的な掃除、風通しなどもお手伝いします。

植木の水やり
草とりのお手伝い

「草花は楽しみたいけど、水やりが大変で」そんな時はお任せください。庭の雑草取りもします。

お食事の宅配

「食事やお弁当の宅配をして欲しい。」お食事やお弁当をお届けする専門会社に取次します。
1人前、週3日分から受付可能です。

一般価格から5％OFF

野菜の宅配

「新鮮な野菜の宅配をして欲しい。」新鮮で旬なお野菜を、丁度いいサイズでお届けする専門会社に取次します。

一般価格から一部優待価格にてご提供します。
※時期や商品により割引できない場合あります。

ご注意
- お届けまでに日数を要する可能性があります。
- 地域により異なります。

布団丸洗い・乾燥

「クリーニングしたいけど、布団を持ち込むのが大変…」自宅ではできない布団の丸洗いと乾燥をする専門会社に取次します。

一般価格から10％OFF

ご注意
- 2枚からの受付となります。
- ザ・クラス本会員の方から、布団を発送いただいたうえで丸洗いと乾燥を行います。（宅配業者の手配・配送費用は、ザ・クラス本会員の方にて、ご負担ください。）

生活支援サービス

何気なく見過ごしてしまう生活の中の、ちょっとした「困った」の解決を支援します。

靴・バッグの修理・クリーニング

「お気に入りのバッグなのに…」壊れたり、汚れたりした靴やバッグを修理・クリーニングする専門会社に取次します。

一般価格から5％OFF

ご注意
- 靴やバッグを発送いただいたうえで、修理・クリーニングを行う場合があります。（宅配業者の手配・配送費用は、ザ・クラス本会員の方にて、ご負担ください。）

※各ホームサポートメニューのサービス内容は、2013年3月1日現在のものです。サービス内容は変更になる場合がございます。
※地域および日時、またサービスの内容によって急なご要望やご希望の日時に添えない場合もございます。
※サービス利用時は、専門会社の利用規則ないし、利用条件が適用となります。

ホームサポートサービス

時計電池交換・修理サービス

時計の電池交換・修理を行う専門会社に取次します。

一般価格から20%OFF

愛犬向け健康チェックサービス

「近くに動物病院がない。」郵送による愛犬向け健康診断を手配します。

一般価格から10%OFF

ご注意

- 検診キットはお申込後、一週間以内の発送となります。

福祉・介護用品レンタル・販売

「車椅子を借りたい。」レンタルや購入について、様々な介護用品を取り揃えている専門会社に取次します。

見守り・緊急通報

「高齢世帯の方、お一人暮らしの方」をお守りする専門会社に取次します。

一般価格から10%OFF

ご注意

- 初回機器設置工事費・オプションサービスは対象外となります。

各種相談サービス

生活に関わる相談窓口のご紹介

専門スタッフがアドバイスする相談窓口に取次します。

一般価格から10%OFF

年金・税金

複雑な年金や税金について専門スタッフがわかりやすくアドバイスします。

健康

「メタボリックが心配」セカンドオピニオンについて専門スタッフがアドバイスします。

マタニティ・育児

出産・育児についての不安、ご心配について専門スタッフがご相談を承ります。

介護

ご家族やご自身の介護について専門スタッフがご相談を承ります。

メンタルケア

育児・仕事・人間関係などさまざまなお悩みのご相談にお応えします。

ご注意

- 原則予約いただいてからのご利用となります。
- 事前のご連絡がなく、無断でのキャンセルは一律1,500円(税込)となりますのでご注意ください。

ご利用方法

①ホームサポート受付デスクへ連絡

- ホームサポートサービスは、ザ・クラス本会員の方より、お申込ください。
- ホームサポートサービスのサービス提供範囲は、ザ・クラス本会員の方に限ります。

②専門会社取次・手配

- ホームサポート受付デスクもしくは、専門会社より、事前に見積をご案内いたします(見積無料)。お見積内容に同意いただいた後、専門会社によるサービス提供となります。

③専門会社によるサービス提供・作業

- 専門会社がザ・クラス本会員の方へご連絡またはお伺いし、ザ・クラス本会員の方とのご契約を行ったうえで、専門会社からのサービス提供作業開始となります。
- ホームサポートメニューに記載以外のサービス提供・作業は承れません。

④サービスご利用料金のお支払

- サービスご利用料金は、専門会社指定の支払い方法で、直接専門会社にお支払ください。

※JCB ザ・クラスからの自動振替にはなりません。

※ お支払にJCBカードがご利用いただけない場合がございます。

※各ホームサポートメニューのサービス内容は、2013年3月1日現在のものです。サービス内容は変更になる場合がございます。
※地域および日時、またサービスの内容によって急なご要望やご希望の日時に添えない場合もございます。
※サービス利用時は、専門会社の利用規則ないし、利用条件が適用となります。

家電修理保証サービス

家電修理保証サービスは、対象の家電15品目の故障に対して、修理の受付・修理業者の手配・修理業者への修理代金の支払いなどをトータルで提供するサービスです。
このサービスは、JCB HOMEサポートクラブに登録いただいた会員の方に付帯サービスとして提供いたします。
※家電修理保証サービスには、修理保証の範囲や金額など、ご利用条件がございます。
※家電修理保証サービスは、JCB HOMEサポートクラブに登録いただいた会員の方を被保険者とした動産総合保険を保険会社と締結することで提供されます。なお、引受け保険会社が、対象となる製品の修理の受付、修理業者の手配、修理業者への修理代金の支払いなどをトータルで提供いたします。

修理保証範囲

ザ・クラス本会員の方および家族会員の方が、日本国内において新品で購入され、ご家庭内で利用されている家電製品15品目が対象となります。

対象となる製品購入者と使用者

製品購入者：ザ・クラス本会員の方および家族会員の方
使用範囲　：ザ・クラス本会員の方のご家庭内で利用されている家電製品

ご注意
- 家族会員の方以外のご家族ご購入分は、本サービスの対象外となります。
- ご家庭内での利用に伴う故障のみが対象となります。

対象製品・対象メーカー

■対象製品■
日本国内で新品として購入された対象製品の本体（ご家庭内で利用されているもの）

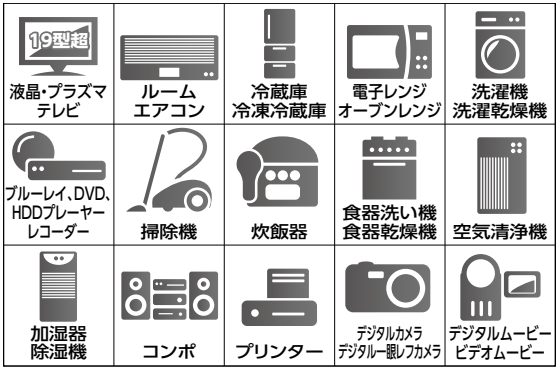

ご注意
- 対象製品のうち、対象外となる主な製品・部品等

- 詳しくは、P43 ～ 45をご確認ください。

■対象メーカー■
一部対象外のメーカーがあります。
- 詳しくは、P46 ～ 48をご確認ください。

対象となる故障原因

■自然故障■
取扱説明書や注意書に従って、正常に使用したにも関わらず、対象製品に生じた電気的・機械的故障で且つ、対象製品のメーカーの保証規定にて保証対象となる故障。
なお、メーカー保証期間内に発生した自然故障は、対象外となります。

■物損■
対象製品に破損、破裂、落下等の偶然の事故に起因して発生した故障。
なお、デジタルカメラ、デジタル一眼レフカメラ、デジタルムービー、ビデオムービーは対象外となります。

ご注意
- 対象製品の故障原因が以下の場合には保証対象外となります。

- 詳しくは、P43 ～ 45をご確認ください。

修理保証サービス対象期間（購入後経過期間）

■自然故障■
①JCBザ・クラスでご購入いただいた対象製品
家電修理保証サービスのご依頼時点において、メーカー保証終了後かつ、ご購入後の経過期間が6年以内の対象製品が対象となります。
※JCBザ・クラスの家族カードも対象となります。
②JCBザ・クラス以外のクレジットカードや現金など他のお支払い方法で購入された対象製品
家電修理保証サービスのご依頼時点において、メーカー保証終了後かつ、ご購入後の経過期間が5年以内の対象製品が対象となります。

家電修理保証サービス

■物損■

対象製品ご購入時の決済方法は問わず、家電修理保証サービスのご依頼時点において、ご購入後の経過期間が5年以内の対象製品が対象となります。
ただし、デジタルカメラ・デジタル一眼レフカメラ・デジタルムービー・ビデオムービーの物損は、対象外となります。
なお、購入後の経過年数に応じて、修理保証金額が異なります。

修理保証金額

修理1回あたりの修理保証金額（1対象製品あたり）

対象製品の故障の原因、購入金額、購入後の経過期間により、異なります。ただし、10万円が限度となります。

■自然故障■

購入日からの経過期間	修理保証金額（税込）
6ヵ月まで	メーカー保証のため対象外
6ヵ月超から1年まで	
1年超から2年まで	購入金額の100%、ただし10万円が上限
2年超から3年まで	
3年超から4年まで	
4年超から5年まで	
5年超から6年まで	

■物損■

購入日からの経過期間	修理保証金額（税込）	
6ヵ月まで	購入金額の100%	ただし10万円が上限
6ヵ月超から1年まで	購入金額の90%	
1年超から2年まで	購入金額の80%	
2年超から3年まで	購入金額の70%	
3年超から4年まで	購入金額の60%	
4年超から5年まで	購入金額の50%	

※ 購入日を含め、経過期間を計算します。

家電修理保証サービス提供（修理費用）の上限金額

■1年間の累積修理保証金額■

50万円 / 年

※ 家電修理保証サービスのご依頼日（家電修理保証日本興亜受付デスクにご連絡いただいた日）を起算日として、過去1年間にご依頼いただいた家電修理保証サービス提供金額（修理費用）の累積合計金額は、50万円が上限となります。（起算日の対象となった家電修理保証サービスのご依頼分も含みます。）
※ 修理回数に上限はありません。
※ ザ・クラス本会員の方および家族会員の方の合算となります。

修理完了までの流れ

①家電修理保証日本興亜受付デスクへ連絡

ザ・クラス本会員の方よりご連絡ください。
以下、確認をさせていただきます。

- JCB ザ・クラスのカード番号、お名前などご登録情報
- 対象メーカー、対象製品、修理依頼時点におけるご購入後経過期間
- 故障状況（原因・製品の状態）

※ 受付デスクにご連絡いただいた日を家電修理保証サービスの起算日とします。

②対象製品・必要書類申請

- ①で受付後、申請書類を1週間から10日程度でお送りします。
- 必要書類、必要項目を記入の上、受付デスクへご返送ください。
- 発送修理の場合は、対象製品を受付デスクでご案内する指定業者に発送してください。（ザ・クラス本会員の方が、手配発送費用をご負担ください）
- 受付デスクが出張修理をご案内した場合は、必要書類のみ受付デスクにご返送ください。

所要期間 ： 平均5日

③製品状態・書類確認　費用・修理期間査定

- 修理期間、修理保証金額（年間50万円、1回あたり10万円）以内での修理可否、および今回の修理で利用する金額をご案内します。
- ご案内した内容に同意いただいた後、修理開始となります。
- 出張修理の場合は、出張修理が可能な日時をご案内します。
- 書類不備・修理不可などがあった場合には、ご連絡します。

所要期間 ： 平均1週間～10日

④修理開始～完了　製品返送

- 指定修理業者での修理もしくは、出張修理を行います。
- 発送修理の場合、修理完了製品をご返送します。

※ 修理期間を指定いただくことはできません。

所要期間 ： 平均1週間～10日

⑤製品到着

- 修理完了製品をお受取ください。

ご注意 修理方法について

対象製品や製品状態によって、発送修理または出張修理を決定します。なお、ザ・クラス本会員の方が修理の方法を指定することはできません。

※ 修理方法は、家電修理保証サービス依頼時に受付デスクがご案内します。
※ 対象製品の発送費用、および出張修理にかかる出張費用は、ザ・クラス本会員の方のご負担となります。

必要書類

申請に必要なP29の書類をご準備ください。
必要書類が不足する場合には、家電修理保証サービスをご利用いただけません。

家電修理保証サービス

メーカー保証書(必須)

購入店・購入日付が確認できるもの

ご注意

- メーカー保証期間内は、メーカー保証が適用となります。

購入証明書(必須)

購入時のレシート、領収書、カード利用控え、カードご利用代金明細書のうち、購入店・金額・購入日付が確認できるもの

ご注意

- 領収書、カード利用控え、カードご利用代金明細書の名義は、ザ・クラス本会員の方または家族会員の方のものに限ります。
- カード利用控えがお手元にない場合には、各クレジットカード発行会社から「カードご利用代金明細書」をお取り寄せください。
- JCBザ・クラスで購入された対象製品については、5年超6年以内の自然故障も家電修理保証サービスの対象となります。ご依頼には、JCBザ・クラスのカード利用控えもしくは、カードご利用代金明細書が必要となります。

保険金請求書兼修理依頼書(必須)

修理依頼受付後、家電修理保証日本興亜受付デスクから郵送する書類

その他必要書類

上記以外に、家電修理保証日本興亜受付デスクより、補完書類を請求する場合がございます。

費用負担について

対象製品や製品状態によって、発送修理、または出張修理を決定します。
発送費用、出張費用はザ・クラス本会員の方にてご負担いただきます。

※ 発送修理か出張修理かを会員の方が指定することはできません。

■発送修理
対象製品の発送費用:実費
※ 対象製品を梱包のうえ、発送をお願いします。
※ 宅配業者の集荷手配については、受付デスクよりご案内します。

■出張修理
出張費用:5,000円〈離島の場合は10,000円〉(税込)
※ 出張修理に伺った修理業者に直接お支払ください。お支払方法は現金となります。

修理保証金額超過の場合のお取り扱い

修理費用が1回もしくは、年間の修理保証金額を超過した場合、以下のいずれかの対応をお選びいただけます。

【1】修理保証金額超過分の負担

修理保証金額を超過した修理金額分をお支払いいただき、修理を行います。

ご注意

- ご希望の場合は、ザ・クラス本会員の方との合意のうえ、修理を行います。
- ご負担となる修理超過金額にご納得いただけない場合は、キャンセル可能です。
- ザ・クラス本会員の方が負担する修理代金は、対象製品返送時に、宅配業者に直接お支払いください。なお、出張修理の場合は、出張修理に伺った修理業者に直接お支払いください。

【2】代替製品の購入

ザ・クラス本会員の方にて、対象製品と同等機種[*1]の製品をご購入ください。修理保証金額を上限として、購入費用を引受保険会社よりお支払いします。

＊1 同等機種とは、対象製品と同一の用途・型・機能の製品をいいます。

ご注意

- ご購入いただく同等機種の製品のメーカーは、問いません。
- 同等機種の製品購入の証明書類をご提出いただきます。(購入証明書・メーカー保証書等)
- 引受保険会社にて同等機種製品の購入確認を行った後、ザ・クラス本会員の方の口座へ購入代金をお振込します。

※引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社

修理不可製品の場合

家電修理保証サービスの対象となる場合であっても、製品の状態、修理部品など状況によっては、修理ができない場合がございます。その場合、同等機種[*1]の製品をご購入いただき、修理保証金額を上限として、購入費用を引受保険会社よりお支払いします。

＊1 同等機種とは、対象製品と同一の用途・型・機能の製品をいいます。

ご注意

- ご購入いただく同等機種の製品のメーカーは、問いません。
- 同等機種の製品購入の証明書類をご提出ください。(購入証明書・メーカー保証書等)
- 引受保険会社にて同等機種製品の購入確認を行った後、ザ・クラス本会員の方の口座へ購入代金をお振込します。

※引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社

キャンセル

修理依頼後に会員の方の都合により、家電修理保証サービスのキャンセルを行った場合、対象製品の返送費用および、それまでにかかった費用などをご請求させていただく場合があります。

家電修理保証サービスの見直し・終了

家電修理保証サービスは、必要に応じて、毎年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに、修理保証の範囲・修理保証金額・利用方法等、サービス内容の見直しを行います。なお、家電修理保証サービスは、JCB HOMEサポートクラブの付帯サービスとして提供されるものです。JCB HOMEサポートクラブが終了となる場合は、家電修理保証サービスも終了となります。

※ JCB HOMEサポートクラブは、4月1日から翌年3月31日を契約期間として提供されるもので、JCBがサービスを継続する場合、ザ・クラス本会員の方の本クラブへの自動登録は継続されます。

JCB HOMEサポートクラブ規定

第1章（総則）

第1条（JCB HOMEサポートクラブ）

1.本規定は、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といいます。）が運営するJCB HOMEサポートクラブ（以下、「本クラブ」といいます。）のサービス内容について定めたものです。本クラブは、JCBまたはJCBおよびJCBと提携するカード発行会社（以下、「両社」といいます。）所定の会員規約（個人用）（以下、「会員規約」といいます。）を承認のうえ申し込み、JCBまたは両社が審査のうえ入会を承認したクレジットカードの本会員、ならびに会員規約、ビジネスカード特約およびビジネスカード取扱規約を承認のうえ導入法人が定める管理責任者を通じて申し込み、JCBまたは両社が審査のうえ入会を承認したクレジットカードの本会員（以下、その会員を総称して「JCBカード会員」といい、JCBまたは両社がJCBカード会員に対して発行し、貸与するクレジットカードを「JCBカード」といいます。）のうち、本規定に基づきクラブ会員の資格を有する者に対して、適用されます。

2.JCBは、日本国内に居住するクラブ会員に対し、第2章に定めるホームサポートサービスを提供します。

3.JCBは、日本国内に居住するクラブ会員に対し、第3章に定める家電修理保証サービスを付帯します。

第2条（用語の定義）

本規定において、次に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。なお、本規定の用語の意味は、特に定義しない限り、会員規約における定義によります。

(1)クラブ会員とは、本規定に基づき本クラブに登録したJCBカード会員をいい、ザ・クラス会員および任意登録会員により構成されます。

(2)ザ・クラス会員とは、JCBカードの会員区分が「ザ・クラス」であるJCBカード会員をいいます。

(3)任意登録会員とは、会員区分が「ザ・クラス」以外のJCBカード会員のうち、本規定を承認のうえJCB所定の方法で本クラブへの登録を申し込まれた方で、JCBが承認した方をいいます。

(4)登録完了通知書とは、JCBが任意登録会員に対して発行する、本クラブへの登録が完了したことを通知する通知書をいいます。

(5)サービス利用開始日とは、クラブ会員が次条1項の定めに従い本規定に定める本クラブのサービス利用が可能となる日をいいます。

(6)本契約とは、本規定に定める内容を契約内容とする、クラブ会員とJCBとの間の契約をいいます。

第3条（登録および登録解除）

1.登録

(1)JCBカード会員は、JCBカードのザ・クラス会員となったときは、同日付で自動的に本クラブへの登録手続きが完了し、その日がサービス利用開始日となります。但し、ザ・クラス会員となった日が2013年3月25日以前である場合は2013年3月25日に本クラブへの登録手続きが完了し、その日がサービス利用開始日となります。ザ・クラス会員は、本規定を承諾することを条件に、サービス利用開始日から本規定に定めるサービスの提供をうけることができます。

(2)ザ・クラス会員以外のJCBカード会員は、JCBが当該会員の本クラブへの登録を承認した日（以下、「登録承認日」といいます。）に応じて、任意登録会員として、以下のサービス利用開始日から本規定に定めるサービスの提供をうけることができます。サービス利用開始日は、登録完了通知書に記載されます。

①登録承認日が各月1日から15日までの間の場合　サービス利用開始日は翌月1日となります。

②登録承認日が各月16日から月末までの間の場合　サービス利用開始日は翌々月1日となります。

2.登録解除

任意登録会員は、JCB所定の方法でJCBに通知することにより、通知した日の属する月の末日をもって、本契約を解約し、本クラブへの登録を解除することができます。なお、任意登録会員が月の途中で登録解除の通知をした場合であっても、当該月のクラブ会費は、次条2項に基づき、1ヵ月分の会費を支払うものとします。

3.クラブ会員の資格喪失

クラブ会員は、次のいずれかに該当する場合、JCBが何らの通知をすることなく当然に、本クラブの会員資格を喪失し、以後本規定に基づくサービスの提供を受けることはできません。なお、任意登録会員が月の途中で会員資格を喪失した場合であっても、当該月のクラブ会費は、次条2項に基づき、1ヵ月分の会費を支払うものとし、日割計算はいたしません。

(1)ザ・クラス会員につき、JCBカードの会員区分が「ザ・クラス」から「ザ・クラス」以外に変更になった場合

(2)クラブ会員がJCBカードを退会し、またはJCBカードの会員資格を喪失した場合

(3)任意登録会員がクラブ会費を所定の期日に支払わず、JCBが相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にクラブ会費を支払わなかった場合

(4)任意登録会員が両社へ届け出ている住所を海外の住所に変更する旨、両社に届け出た場合

(5)クラブ会員が、真実に反する申告その他不正な方法により、本規定に定めるサービスの提供を受け、または受けようとしたことが判明した場合

第4条（クラブ会費）

1.任意登録会員は、クラブ会員としての地位の対価として、JCBに対してJCBが通知または公表するクラブ会費を毎月お支払いいただくものとします。任意登録会員は、本クラブで提供または付帯するサービスの利用の有無にかかわらず、当月のクラブ会費を、翌月のJCBカードの約定支払日に支払うものとします。

2.任意登録会員は、クラブ会費を、JCBカードのご利用代金と併せて、通常のJCBカードのご利用代金と同様に会員規約の規定に基づくJCBカードのお支払い口座から口座振替で支払うものとします。なお、クラブ会費のお支払いはショッピング1回払いでの支払いのみとなります。

3.JCBは、任意登録会員が支払い済みのクラブ会費を、任意登録会員が本規定の要件を満たさないことによって本クラブが提供または付帯するサービスを利用できない等の事情があった場合であっても、お返しいたしません。なお、JCBの責めに帰すべき事由により任意登録会員が月の途中で登録解除する場合には、当該月のクラブ会費はいただきません。

4.任意登録会員が本条の義務を遅滞している場合またはJCBカードの約定支払額の支払いを遅滞している場合、JCBは、JCBの判断によ

り、当該会員に対する本規定に基づくサービスの提供を停止できるものとします。

5.JCBは、毎年、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいいます。）のクラブ会費をJCBが必要と判断した場合に見直しを行います。JCBが翌年4月1日から開始する年度のクラブ会費を変更する場合には、JCBが相当と判断する期間をもって、事前にその変更内容をクラブ会員に通知します。

第5条（会員区分の変更）

クラブ会員のJCBカードの会員区分が変更となった場合、クラブ会員の本クラブにおける資格は以下のとおりとなります。

(1)「ザ・クラス」から「ザ・クラス」以外への会員区分変更の場合

当該会員は、本章第3条3項(1)に定めるとおり、会員区分の変更が完了した日をもって、本クラブの会員資格を喪失します。当該会員が任意登録会員として本クラブへの登録を希望する場合は、あらためて、任意登録会員としての登録が必要となります。この場合、任意登録会員としての登録を承認された会員のサービス利用開始日は、本章第3条1項(2)の定めに従うものとし、当該会員がザ・クラス会員としての本クラブの会員資格を喪失してから、任意登録会員としてのサービス利用開始日までの間、本規定に基づくサービスの提供を受けることはできません。

(2)任意登録会員のJCBカードの会員区分が「ザ・クラス」へ変更される場合

当該会員は、「ザ・クラス」への会員区分の変更の完了により、ザ・クラス会員として本規定に定めるサービスの提供を継続して受けることができます。なお、月の途中で任意登録会員からザ・クラス会員に変更があった場合には、当該月のクラブ会費は、前条2項に基づき1ヵ月分の会費を支払うものとし、日割計算はいたしません。

(3)上記以外の会員区分変更の場合

当該会員の本クラブの会員資格は継続します。

第6条（個人情報の取扱い）

1.クラブ会員は、JCBから委託を受けてホームサポートサービスの運営を行う株式会社プレステージ・インターナショナルおよびJCBと締結した動産総合保険契約に基づき、家電修理保証サービスを提供する日本興亜損害保険株式会社が、サービス提供に伴い必要な会員番号などの会員情報、その他本クラブの利用に関する情報などの個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

なお、各サービスにおける収集・利用を行う個人情報は、第2章および第3章をご確認ください。

2.JCBが本クラブの各サービスに関連して保有する、クラブ会員の個人情報の開示・訂正・削除、その他個人情報の取り扱いについては、会員規約が適用されます。

第7条（サービス内容の変更）

JCBは、毎年、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいいます。）のサービス内容（別紙①および別紙②の内容を含む。）をJCBが必要と判断した場合には見直しを行うことができるものとします。JCBが翌年4月1日から開始する年度のサービス内容を変更する場合には、JCBが相当と判断する期間をもって、変更内容について事前に通知または公表の上、サービス内容の変更を行います。但し、事前に通知または公表できない、やむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。

第8条（本規定の変更）

JCBは、必要に応じて本規定の内容を変更できるものとします。変更後の規定は、JCBのホームページなどにより公表され、またはクラブ会員に書面などによる通知がなされるものとし、公表または通知後にクラブ会員が、本クラブのサービス利用を行った時点、またはクラブ会費もしくは「ザ・クラス」の年会費を支払った時点のいずれか早い時点で、当該変更内容を承諾したものとみなします。なお、本規定のうち、クラブ会費およびサービス内容の変更については、本章第4条5項および前条が適用されるものとし、JCBがこれらの条文に従い変更を行ったときは、JCBはクラブ会員の同意なく、変更内容をクラブ会員に適用することができます。

第9条（合意管轄裁判所）

クラブ会員は、本クラブのサービスに関し、訴訟の必要性が生じた場合には、東京地方裁判所または、東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条（準拠法）

クラブ会員とJCBとの間の本規定に基づく契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第11条（契約期間）

1.本契約の契約期間は、サービス利用開始日を始期としサービス利用開始日後最初に到来する3月31日を終期とします。

2.JCBが前項に定める契約の終期の、6ヵ月前までに本契約の終了を通知または公表しなかった場合には、本契約の契約期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

3.前二項にかかわらず、本章第3条2項に基づき任意登録会員が登録解除した場合、または同条3項に基づきクラブ会員が会員資格を喪失した場合は、JCBと当該会員との間の本契約は終了します。

4.本章第4条、同第6条、同第9条および同第10条に関しては、本契約終了後も引き続き効力を有するものとします。

第12条（その他）

本規定に記載のない事項については、JCB会員規約が適用または準用されます。

第2章（ホームサポートサービス）

本章は、JCBがクラブ会員向けに提供するホームサポートサービスについて定めたものです。

第1条（ホームサポートサービス）

1.ホームサポートサービスとは、ホームサポートメニュー（JCBがクラブ会員に別途送付する本クラブに関するご案内およびJCBのホームページに記載します。）に列挙された各役務に関し、当該役務の提供業者（以下、「提供業者」といいます。）を、クラブ会員に取次ぐサービスをいいます。

2.クラブ会員は、クラブ会員が提供業者から役務の提供を受ける場合に、ホームサポートサービスを利用することができます。

3.ホームサポートサービスの運営は、JCBから委託を受けた株式会社プレステージ・インターナショナル（以下、「プレステージ」といいます。）が行います。

第2条（ホームサポートサービスの利用方法等）

1.クラブ会員は、ホームサポートサービスの提供を希望する場合には、プレステージが運営するJCB HOMEサポートクラブホームサポート受

付デスク(以下、「ホームサポート受付デスク」といいます。)に連絡するものとします。プレステージは、クラブ会員の資格確認のため、氏名および会員番号を、同人から確認の上、ホームサポートサービスを提供します。クラブ会員以外の方がホームサポート受付デスクに連絡した場合には、ホームサポートサービスの提供は受けられません。

2.プレステージは、クラブ会員からの依頼に基づき、提供業者への取次ぎを行います。

3.提供業者は、原則として、クラブ会員が依頼を行った後、速やかに、直接、クラブ会員に対して、当該提供業者が提供できるサービス内容および見積金額を通知します。但し、ホームサポートメニューまたは提供業者によっては、提供業者とクラブ会員との間の通知・連絡業務をプレステージが行う場合があります。

4.クラブ会員は、前項の通知内容を確認の上、自らの責任と判断により、当該提供業者との間の契約を締結するか否かの判断を行い、当該提供業者との間で、直接、契約を締結するものとします。前項但書の場合も同様とします。(クラブ会員と提供業者との間で締結する契約を「本件役務提供契約」といいます。)クラブ会員は、当該提供業者からサービスを受けることを希望しない場合には、当該提供業者との間で本件役務提供契約を締結しないことができます。

5.本件役務提供契約に基づき役務提供の義務を負う者は提供業者であり、JCBまたはプレステージが当該義務を負うものではありません。JCBおよびプレステージは、提供業者がクラブ会員に対して提供する個々の業務に関して、その品質・適法性などに関して、提供業者の業務内容を確認・監督するものではありません。

6.JCBおよびプレステージは、提供業者がクラブ会員に対して、本件役務提供契約に基づき提供する業務に関して、一切の責任を負いません。提供業者との間で紛争・トラブルなどが発生した場合には、クラブ会員の責任と負担で、当該紛争などを解決するものとし、JCBおよびプレステージに対して、如何なる申し立てもしないものとします。

7.クラブ会員は、第三者へホームサポートサービスの利用資格を譲渡、貸与もしくは使用許諾し、または第三者との間で当該資格を共用してはならないものとします。

第3条(個人情報の収集および利用)

クラブ会員は、JCBおよびプレステージが、クラブ会員の個人情報につき、必要な保護措置を行った上で以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。

(1)プレステージがクラブ会員の会員資格の有無を確認するために、JCBがプレステージに対して、クラブ会員に関する以下の個人情報を預託すること。

①氏名
②会員番号
③住所
④電話番号
⑤生年月日

(2)プレステージがクラブ会員の会員資格の有無を確認するために、ホームサポートサービスの利用者から、クラブ会員に関する以下の個人情報を取得すること。また、プレステージが、会員資格の確認のために、プレステージが取得した以下の個人情報をJCBに提供し、JCBがJCBの登録情報と照合し、その結果をプレステージに提供すること。

①氏名
②会員番号
③住所
④電話番号
⑤生年月日

(3)JCBおよびプレステージが、ホームサポートサービスを提供する目的、および提供業者がクラブ会員に提供した役務に関してトラブルが生じた場合などにJCBおよびプレステージが必要と考える措置をとる目的で、クラブ会員から、以下の個人情報を取得すること。なお、JCBおよびプレステージは、ホームサポートサービスの内容に関する書面もしくは電話によるアンケートを実施する場合があり、その場合、クラブ会員の同意を得た上で、ホームサポートサービスの品質向上を目的として、当該情報を使用します。

①氏名
②住所
③電話番号
④当該クラブ会員が希望するホームサポートサービスの内容
⑤その他ホームサポートサービスの提供のために必要な情報

(4)クラブ会員にホームサポートサービスを提供する目的で、プレステージが提供業者に前号①から⑤の情報を提供すること。

第4条(内容の変更等)

ホームサポートサービスは、第1章第7条および同章第8条の規定にかかわらず、法律などの改正によってホームサポートサービスまたは提供業者が提供する役務の提供が不可能になった場合、経済情勢の変動などのやむをえない事情が生じた場合、またはホームサポートサービスの改善のために有用であるとJCBが判断した場合などには、JCBの判断で、適宜、ホームサポートメニューの追加、変更、削除を含むホームサポートサービスの内容を変更し、または提供を中止できるものとします。また、次の各号のいずれかに該当した場合は、ホームサポートサービスを中断できるものとします。

(1)震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労働争議など
(2)システム障害・停電など
(3)ホームサポートサービスに関わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検など
(4)その他予測できない事態が発生した場合

第5条(クラブ会員の義務)

クラブ会員は、次の各号に定める義務を負うものとします。

(1)本章の規定に定める利用方法に則ってホームサポートサービスの利用を受けること
(2)ホームサポートサービスの内容およびホームサポートサービスの利用のための専用電話番号を利用資格のない第三者に知らしめ、ホームサポートサービスを利用させないこと
(3)ホームサポートサービスを営業行為、政治・選挙・宗教活動など、他の目的に使用しないこと
(4)ホームサポートサービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと
(5)公序良俗に反する行為を行わないこと

第6条(ホームサポートサービスの終了)

1.本契約が終了した場合、JCBはホームサポートサービスの提供を終了します。

2.前項にかかわらず、本契約が終了するまでに、クラブ会員が本章第2条に基づきホームサポートサービスの依頼を行った場合は、当該依頼に関してのみ、引き続き、本章の規定に基づきホームサポートサービスを提供します。

第3章（家電修理保証サービス）

本章は、JCBが、日本興亜損害保険株式会社（以下、「日本興亜」といいます。）と締結した動産総合保険契約に基づく、クラブ会員向けの家電修理保証サービスについて定めたものです。

第1条（用語の定義）

本章において、次に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。

(1)家電修理保証サービス
本契約の契約期間中に、対象製品に自然故障または物損（以下、自然故障と物損をあわせて「損害」といいます。）が生じた場合において、クラブ会員が本規定の定めに従い、日本興亜の指定する修理業者（以下、「指定修理業者」といいます。）に本章第4条に定める家電修理保証日本興亜受付デスクを介して修理を依頼した場合に、本条(5)に定める修理保証金額を限度額として、日本興亜がクラブ会員に代わって、指定修理業者への修理費用（当該製品の返送費用などの諸経費、消費税を含めて以下、「修理費用」といいます。）の支払いを行うサービスのことをいいます。

(2)対象製品
家電修理保証サービスの対象となる家電製品をいい、本章第2条に定める製品をいいます。

(3)自然故障
対象製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、対象製品に生じた電気的・機械的故障でかつ、対象製品のメーカーの保証規定にて保証対象となる故障をいいます。

(4)物損
対象製品に破損、破裂、落下などの偶然の事故に起因して発生した故障をいいます。

(5)修理保証金額
本章第5条の定めに基づき計算された、1対象製品、修理1回あたりの家電修理保証サービス提供における上限金額（但し、本章第6条に定める累積合計金額の範囲内の金額）をいいます。

(6)購入日
メーカー保証書に記載された対象製品の購入日付をいいます。

(7)修理保証対象者
クラブ会員およびクラブ会員のJCBカードの家族会員（クラブ会員が複数枚のJCBカードの貸与を受けている場合は、それらのJCBカードのうち、「ザ・クラス」、または本クラブのクラブ会費をお支払いいただくJCBカードの家族会員に限ります。）をいいます。

(8)登録カード
クラブ会員が貸与を受けたJCBカードのうち会員区分が「ザ・クラス」または本クラブのクラブ会費をお支払いいただくJCBカード、ならびにそれらのJCBカードの家族カードをいいます。

第2条（家電修理保証サービスの対象製品）

家電修理保証サービスの対象製品は、以下のすべての条件を充たす製品とします。

(1)修理保証対象者が購入し、かつ、修理保証対象者の居住の用に供される建物（*1）内において、修理保証対象者が使用する別紙①に定める製品本体で、別紙②に記載のメーカーが製造した製品であること

(2)修理保証対象者が日本国内において新品として購入したことを日本興亜が確認できるもの（*2）であること

(3)家電修理保証サービス依頼時に、本章第4条3項に記載の書類などを提出可能な製品であること

(4)クラブ会員が家電修理保証日本興亜受付デスク（本章第4条1項に定義します。）に連絡をした時点において、購入日から5年を超える期間（購入日を起算日として初日算入します。以下同じ。）が経過していないこと。但し、修理保証対象者が対象製品を購入した際の決済を登録カードで行ったものについては、自然故障に限り、購入日から6年を超える期間（購入日を起算日として初日参入します。以下同じ。）が経過していないこと

（*1）修理保証対象者の居住の用に供される建物
共同住宅などの場合は、修理保証対象者の居住の用に供される戸室とします。

（*2）新品として購入したことを日本興亜が確認できるもの
メーカーの保証書記載の購入店および購入日付と、購入の事実を証明する書類の発行店舗および発行日付が同一と判断できるものについて新品とみなします。

第3条（家電修理保証サービス提供期間と修理期間）

1.家電修理保証サービス提供期間
本契約の契約期間（第1章第11条に定める期間をいいます。）を家電修理保証サービス提供期間とします。

2.修理期間
修理期間は、対象製品が指定修理業者に到着してから、最低約2週間を要するものとし、クラブ会員が修理期間を指定することはできないものとします。

第4条（家電修理保証サービスの依頼・提供）

1.クラブ会員は、対象製品に損害が発生した場合には、速やかにJCB HOMEサポートクラブ家電修理保証日本興亜受付デスク（以下、「家電修理保証日本興亜受付デスク」といいます。）へ連絡するものとします。クラブ会員が、家電修理保証日本興亜受付デスクを介さずに、修理業者へ直接修理を依頼した場合は、家電修理保証サービスの提供は受けられません。

2.日本興亜は、クラブ会員の資格確認のため、氏名および会員番号を、同人から確認の上、家電修理保証サービスを提供します。クラブ会員以外の方が家電修理保証日本興亜受付デスクに連絡した場合には、家電修理保証サービスの提供は受けられません。

3.クラブ会員が家電修理保証サービスを依頼するときは、次の(1)から(4)までに掲げる書類（原本に限ります。以下同じ。）を日本興亜へ提出するものとします。なお、購入日からの経過期間が5年超6年以下の対象製品（ただし、自然故障に限ります。）については、次の(1)から(5)までに掲げる書類を日本興亜へ提出するものとします。

(1)家電修理保証サービス依頼時に日本興亜より送付される保険金請求書兼修理依頼書（日本興亜の指示に基づき修理保証対象者が知る事実を当該書類に記載して説明する義務（以下、「説明義務」といいます。）があります。）

(2)メーカーの保証書（購入店・購入日・購入金額が確認できるもの）

(3)購入の事実を証明する書類(領収証、カード利用控え、レシート、カードご利用代金明細書など)
(4)その他必要に応じて、日本興亜が指定する関係書類
(5)修理保証対象者が対象製品を購入した際の決済を登録カードで行ったことを証明するカード利用控え、またはカードご利用代金明細書

4.クラブ会員が前項の書類を提出しなかったとき、または説明義務に反して、知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、クラブ会員は、家電修理保証サービスの提供を受けられず、またそれまでにJCBもしくは日本興亜が要した費用(損害原因の調査費用、修理費用など)をクラブ会員が負担するものとします。また、クラブ会員が提出した書類が偽造のものであること、クラブ会員が本章第2条の要件を充たさない事実を知りつつ家電修理保証サービスの提供を受けたこと、またはクラブ会員が説明義務に反したことが判明した場合には、クラブ会員は既に支払いを受けた修理費用を返還し、かつJCBに対して損害を賠償しなければなりません。

5.クラブ会員は、日本興亜からの案内に基づき、対象製品を発送することにより、修理の依頼を行うものとします。ただし、発送が困難と日本興亜が判断した対象製品については、出張修理を行うものとします。なお、家電修理保証サービス依頼時に、発送または出張のいずれかをクラブ会員が選択することはできません。対象製品の発送にかかる費用および出張にかかる費用は、本章第10条に基づき、クラブ会員が負担するものとします。

第5条(家電修理保証サービス1回あたりの修理保証金額)

1.対象製品ごとに、次の(1)または(2)に規定する修理保証金額を上限金額とし、家電修理保証サービスを提供するものとします。ただし、いかなる場合も、1対象製品、修理1回あたりの家電修理保証サービス提供につき10万円を超えないものとします。

(1)自然故障により家電修理保証サービスが提供される場合

購入日からの経過期間(*3)	修理保証金額(消費税込)
6ヵ月まで	0円
6ヵ月超から1年まで	0円
1年超から2年まで	購入金額
2年超から3年まで	購入金額
3年超から4年まで	購入金額
4年超から5年まで	購入金額
5年超から6年まで(*4)	購入金額

(2)物損により家電修理保証サービスが提供される場合

購入日からの経過期間(*3)	修理保証金額(消費税込)
6ヵ月まで	購入金額の100%
6ヵ月超から1年まで	購入金額の90%
1年超から2年まで	購入金額の80%
2年超から3年まで	購入金額の70%
3年超から4年まで	購入金額の60%
4年超から5年まで	購入金額の50%

(*3) 購入日からの経過期間
購入日を起算日とし、初日算入して期間を計算します。
(*4) 5年超から6年まで
本章第4条3項の要件を充たす場合のみ適用となります。

2.対象製品の購入金額が不明な場合は、日本興亜が当該製品の価格を市場調査の上、購入金額を認定することをクラブ会員はあらかじめ承諾するものとします。

第6条(1年間の修理費用の累積合計金額)

家電修理保証サービスで提供する1年間(*5)の修理費用の累積合計金額は、いかなる場合も年間50万円(*6)を超えないものとします。

(*5)1年間
本章第4条に基づき家電修理保証日本興亜受付デスクで当該家電修理保証サービスの依頼を受け付けた日を起算日として、当該起算日を含め過去1年間(なお、1年前の同日は含みません。)とします。

(*6)50万円
家電修理保証サービス依頼に要する修理費用を含む家電修理保証サービスの累積金額の合計で、クラブ会員1名につき複数の修理保証対象者がいる場合は、これらの修理保証対象者を合算した額となります。

第7条(家電修理保証サービスを受けられない場合)

1.対象製品に本契約の契約期間中に損害が生じた場合であっても、当該対象製品のメーカー保証(対象製品の製造業者による製品保証をいいます。以下同じ。)の保証期間中である場合は、メーカー保証が優先され、家電修理保証サービスは受けられません。また、対象製品に家電修理保証サービス以外に対象となる他の保証がある場合には、他の保証が優先され、家電修理保証サービスは適用されません。

2.別紙①に定める対象製品のうち、⑭⑮については、自然故障のみ家電修理保証サービスを提供するものとします。

3.本章第2条および同第3条の規定にかかわらず、損害のうち、別紙①「家電修理保証サービスの提供を受けられない主な場合」に記載の損害に該当する場合は、家電修理保証サービスの提供は受けられません。

第8条(指定修理業者による修理)

1.メーカーの倒産・事業撤退・部品供給終了などで対象製品の純正部品での修理が不可能な場合には、純正部品以外での修理を行います。

2.対象製品の修理・交換を行った際には、対象製品に予め取り付けられていた部品の返却は行いません。

第9条(修理費用が修理保証金額を超過する場合または修理不可能な場合)

1.日本興亜は、対象製品が以下の事象に該当すると判断した場合、家電修理保証日本興亜受付デスクからクラブ会員へ連絡を行い、対応方法について確認を行います。
(1)修理費用が修理保証金額を超過する場合(当該修理費用を含めた1年間の修理費用の累積合計金額が本章第6条に定める金額を超過する場合を含みます。)
(2)指定修理業者が対象製品の修理が不可能と判断した場合

2.前項(1)に該当する場合(但し、前項(2)に該当する場合を除きます。また、家電修理保証サービスの依頼の前に既に1年間の修理費用の累積合計金額が本章第6条に定める金額に充ちている場合を除きます。)、クラブ会員が対象製品の修理を希望する場合には、クラブ会員が修理保証金額の超過金額(以下、「超過金額」といいます。)を支払うことに同意することを条件として、家電修理保証サービスを提供します。クラブ会員は、超過金額を、対象製品の返送時に運送業者に代金引換の方法により支払うものとします。なお、出張による修理の場合は、クラブ会員は、修理終了時に超過金額を指定修理業者に直接支払うものとします。

3.第1項(1)に該当する場合でクラブ会員が対象製品の修理を希望しな

い場合または第1項(2)に該当する場合のいずれかにおいて、クラブ会員が対象製品の代替製品(以下、「代替製品」といいます。)を購入した場合、次項の要件の全てを充たすことを条件として、以下の金額を支払うことにより、JCBはクラブ会員に家電修理保証サービスを提供したこととします。なお、この場合、対象製品の返却は行いません。また、クラブ会員が次項の要件を充たさない場合、当該対象製品の修理において、クラブ会員は家電修理保証サービスとして如何なるサービスの提供も受けることができません。

(お支払い金額)

次の(1)から(3)の金額のうち、最も低い金額

(1)対象製品の購入金額

(2)代替製品の購入金額

(3)修理保証金額

4.クラブ会員に前項の金員が支払われるための要件は以下のとおりとします。

(1)代替製品が対象製品と同等製品(同一の用途、型、機能)であること

(2)代替製品の購入日が、本条1項に基づき日本興亜がクラブ会員に連絡した日から、3ヵ月後の応当日までの間であること(但し、日本興亜が特に認める場合はこの限りではありません。)

(3)クラブ会員が本章第4条3項に列挙される書類を全て提出していること(なお、対象製品の購入金額が証明できる書類を提出する必要があります。)

(4)クラブ会員が(1)および(2)の事実を証する代替製品に関する本章第4条3項(2)、(3)、(4)に列挙される書類を提出していること

第10条(クラブ会員の負担となる主な費用)

以下の(1)から(6)までの費用は、クラブ会員の負担となります。

(1)家電修理保証サービス依頼時の発送もしくは運送にかかる費用、または出張にかかる費用(*7)(修理保証対象者が、運送会社、または指定修理業者に直接支払うものとします。)

(2)修理保証対象者の過失により、家電修理保証サービスの提供を受けられないと判明した場合における、その時点までにJCBまたは日本興亜にかかった費用(損害原因の調査費、交通費、製品の返送費用など)

(3)修理保証対象者の事由都合により、家電修理保証サービスをキャンセルした場合における、その時点までにかかった費用(損害原因の調査費、交通費、製品の返送費用など)

(4)対象製品の着脱・設置工事にかかる費用、対象製品の処分にかかる費用(リサイクル費用含む)および、本章第9条3項に規定した代替製品にかかる送料・設置工事費用

(5)家電修理保証サービスを依頼する際の連絡にかかる費用、その他通信費用

(6)代用品にかかるレンタル費用

(*7)出張にかかる費用

5,000円(税込)(離島の場合は、10,000円(税込))

第11条(保険の提供)

家電修理保証サービスは、本クラブの付帯サービスとして、クラブ会員を被保険者とした動産総合保険契約(以下、「保険契約」といいます。)をJCBが契約者となり、日本興亜と締結することで提供されます。なお、保険契約の引受け保険会社である日本興亜は、対象製品の

損害発生時における修理の受付、修理業者の手配、修理業者への修理代金の支払いなどを含む査定業務を提供します。また、JCBは保険契約にかかる保険料を負担します。

第12条(家電修理保証サービス提供の際の調査)

1.クラブ会員が本章第4条に定める家電修理保証サービス依頼手続きを行った場合は、日本興亜およびJCBは、修理保証対象者への聴き取り、ならびに対象製品の使用場所への立入調査などの方法により、クラブ会員が家電修理保証サービスの提供を受けるための要件を充たしているか否かについて、調査することができるものとします。

2.修理保証対象者は、前項の調査に協力するものとします。

3.修理保証対象者が第1項の調査の協力を拒んだ場合は、家電修理保証サービスの提供を受けることができません。

4.損害の認定などについて、クラブ会員と日本興亜の間で見解の相違が生じた場合は、中立的な第三者の意見を求めることがあります。

第13条(個人情報の取得および利用)

修理保証対象者は、JCBおよび日本興亜が、修理保証対象者の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり提供することに同意するものとします。

(1)JCBおよび日本興亜が、家電修理保証サービスの提供(当該サービス提供の可否判断を含みます。)のために、以下の個人情報を収集し、共同利用すること。なお、共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は日本興亜(但し、①についてのみJCB)とする。

①JCBが会員規約に基づき保有する氏名、会員番号、住所、電話番号(クラブ会員の資格確認のための共同利用に限られます。)

②クラブ会員が本章第4条3項および第9条4項(4)に基づき提出した書類の記載事項

③前条の調査に基づき取得した情報

④指定修理業者から取得する、損害の状況・原因および修理の内容・金額などに関する情報

⑤その他家電修理保証サービスの提供のために、修理保証対象者から取得した情報

(2)日本興亜が、家電修理保証サービスの提供のため、前号①、②、③および⑤(ただし、本号の目的として必要とする範囲に限られ、会員番号は提供しません。)の情報を指定修理業者に提供すること。

第14条(家電修理保証サービスの終了)

1.本契約が終了した場合、JCBは家電修理保証サービスの提供を終了します。この場合、本契約の契約期間中に、家電修理保証サービスの対象製品として、サービスの提供を受けることができた製品に関しても、以後、家電修理保証サービスの提供を受けることはできません。

2.前項にかかわらず、本契約が終了するまでに、クラブ会員が本章第4条に基づき家電修理保証サービスの依頼を行った対象製品に関しては、引き続き、本規定に基づき家電修理保証サービスを提供します。

別紙①

	対象商品	対象外となる製品	主な付属品・部品
①	・液晶テレビ ・プラズマテレビ (19型以下の液晶テレビ、プラズマテレビは対象外)	1.営業上の目的で、所有・使用する製品 2.第三者から譲渡または、贈呈された製品 3.海外で購入した製品 4.並行輸入製品 5.左記対象製品に付随する外装部品・装飾部品・付属部品・別売り品・消耗品・各フィルター類	・3D グラス ・アンテナ線 ・アンテナプラグ ・B-CAS カード ・リモコン
②	ブルーレイ・DVD・HDD レコーダー ブルーレイ・DVD・HDD プレーヤー (テレビー体型を含む)		・アンテナ線 ・アンテナプラグ ・AV ケーブル ・B-CAS カード
③	ルームエアコン (ビルトインは対象外)		・ドレンホース ・冷媒
④	掃除機		ー
⑤	冷蔵庫 冷凍庫		・保鮮・抗菌カセット ・アイスマット ・アイスコップ
⑥	電子レンジ オーブンレンジ		・皿 ・SD カード
⑦	全自動洗濯機 全自動洗濯乾燥機		・フィルター類 (乾燥フィルタ、パックフィルタ、異物ストッパ、風呂水フィルタ等) ・調整脚 ・脚ゴム ・隅整ゴムシート ・付属工具 ・ホースハンガー
⑧	プリンター		・トレー類 ・廃液吸収体 ・インクカートリッジ ・スキャナ単体
⑨	コンポ ドックコンポ (アンプ、独立したスピーカーなどは対象外)		・レコードプレーヤーの針 ・スピーカーメタル脚 ・付属品一式 ・オプティカルケーブル ・簡易型アンテナ ・ループアンテナ
⑩	除湿機 加湿器		ー
⑪	空気清浄機		ー
⑫	炊飯器		・内ぶた ・外ぶた ・外ぶたパッキン ・蒸気口キャップ ・しゃもじ ・しゃもじ受け ・なべ
⑬	食器洗い機 食器乾燥機		・水切り棚 ・はし立て ・棚レール ・水受けカップ ・ゴム栓 ・ふた保持具 ・排水ホース
⑭	デジタルカメラ デジタル一眼レフカメラ ミラーレス一眼レフカメラ ストロボ 別体型レンズ コンパクトカメラのレンズ着脱モデルのレンズ単体およびストロボ等		バッテリー、充電器、メディアなど
⑮	デジタルムービー ビデオムービー		・コネクタージャック

家電修理保証サービスの提供を受けられない主な場合

1.修理保証対象者の故意または重大な過失
2.修理保証対象者と同一世帯の親族の故意に起因する損害
3.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
4.地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・雪害ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧
5.核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
6.3から5までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
7.5以外の放射線照射または放射能汚染
8.紛失・盗難または、これらの未遂
9.水没
10.火災
11.修理保証対象者の破産またはこれに準ずる事態に随伴し行われた差押え、没収または修理保証対象者の債権者による自力救済行為、国又は公共団体の公権力の行使
12.会員規約違反および会員規約に違反した会員が所有する対象製品に生じた損害
13.記憶装置を持つ製品のデータ、内蔵ソフト、データの復元および手配等
14.取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設、電池液漏れ等)等、取扱いが不適当な事由に起因する故障および損害
15.設置、工事が主原因として考えられる本製品の故障および損害(施工不良等)
16.想定された用法や使用の限度を超える過酷な使用(耐久超えを含む)に起因する故障および損害
17.通信環境(インターネット等)を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する故障および損害
18.直接・間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の損害
・腐食、電池の液漏れ等によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の侵入に起因する損害
・純正部品以外の部品を使用した修理および改造
・対象製品の消耗・摩滅・変質・変形・変色。その他類似の事由(電池蓋の爪折れ、ヒンジ不良、キートップ外れ、レール破損等)
・一定期間(あるいは一定回数)使用した際に、メーカー側がメンテナンスや交換を必要とする箇所に関する作業。(例)プリンターにおける廃インクタンクや吸収材の交換
19.経年劣化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分(外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む)で経年劣化の範囲に相当するもの(外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、傷、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ、虫食い、ねずみ食い、変質、変色、その他類似の事由等)
20.対象製品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる対象製品の修理
21.メーカーの責に起因する損害ならびに本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等
22.対象製品に関して家電修理保証サービスを依頼された際、点検、診

断を行って故障内容が再現しない場合または家電修理保証サービスの対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等

23.電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない場合での家電修理保証サービスの依頼に掛る一切の費用、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）

24.対象製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの家電修理保証サービスの依頼

25.損害状況の蓋然性等に明らかな疑義がある場合、対象製品と異なる対象製品（シリアル番号等が異なる場合）の修理を依頼された場合

26.模倣品の損害、および模倣品の電池を使用したことによる損害

27.家電修理保証サービスを利用した際の運送中の損害

28.対象製品の損害に起因して生じた損害

29.保証対象外となる作業について（例）

・ソフトウェアの追加、削除

・ハードウェアの増設、取り外し、周辺機器への接続

・バックアップ用内蔵電池の交換

・HDD・DVD等のプログラムの修復、作成データ等ソフトウェアの修復、ファームウエアの修復（プログラムの書き換え作業）

・プリンターのホコリ、インク付着、目詰まり、異物混入による清掃・ヘッドクリーニング、機構のクリーニング

・テレビのチャンネルプリセット、機器接続、オーバーホール

・ビデオ・HDD・DVD等のチャンネルプリセット、機器接続、異物除去、オーバーホール、ヘッド（ピックアップレンズ）クリーニング

・ビデオカメラのテストテープによる点検、ヘッドクリーニング

・洗濯機・衣類乾燥機・食器洗い機などのフィルター詰まり、給水弁詰まり、排水コック詰まり

・空気清浄機のフィルター詰まり

・システムコンポの針・針圧調

・対象商品の故障が原因によるソフト、テープ等の修復、復元

など

別紙② 対象メーカー 一覧

英語表記	日本語表記
ア行	
AKG	アーカーゲー
R.W.C	アール・ダブリュー・シー
I.O DATA	アイ・オー・データ
AIPHONE	アイホン
IRIS OHYAMA	アイリスオーヤマ
iriver	アイリバー
iRobot	アイロボット
AQUA	アクア
ASUS	アスース
ANABAS	アナバス
AVOX	アボックス / セントレード M.E
ALINCO	アルインコ
ALPINE	アルパイン
eMachines	イーマシーンズ
iiyama	イイヤマ
A.I.D	エーアイディー
Acer	エイサー
HP	エイチピー / ヒューレットパッカード
SME	エスエムイー
ESOTERIC	エソテリック
NEC	エヌイーシー
EPSON	エプソン
MSI	エムエスアイ
LG Electronics	エルジーエレクトロニクス
Electrolux	エレクトロラックス
ELECOM	エレコム
audio-Technica	オーディオテクニカ
AURA	オーラ
OMRON	オムロン
OLYMPUS	オリンパス
ONKYO	オンキョー
カ行	
CASIO	カシオ
Canon	キヤノン
KYOCERA	京セラ
KING JIM	キングジム
QUAD	クォード
Clarion	クラリオン
GREEN HOUSE	グリーンハウス
CREATIVE	クリエイティブ
Gateway	ゲートウェイ
karcher	ケルヒャー
KENWOOD	ケンウッド
Kenko	ケンコー
KOIZUMI	コイズミ / コイズミ照明
KOHJINSHA	工人舎
COSINA / Carl Zeiss / Voigtländer	コシナ / カールツァイス / フォクトレンダー
Kodak	コダック
KONICA MINOLTA	コニカ ミノルタ
COMTEC	コムテック
corega	コレガ
CORONA	コロナ
サ行	
SUMSUNG	サムスン
SANYO	三洋電機
SANWA SUPPLY	サンワサプライ

英語表記	日本語表記
JBL	ジェービーエル
SIGMA	シグマ
SHARP	シャープ
JAGUAR	ジャガー
JANOME	ジャノメ
SHURE	シュアー
JUKI	ジューキ
SINGER	シンガー
THRIVE	スライヴ
SII	セイコーインスツル
SEKONIC	セコニック
GE	ゼネラル・エレクトリック
sennheiser	ゼンハイザー
SOTEC	ソーテック
ZOJIRUSHI	象印
ZOX	ゾックス
SONY	ソニー
タ行	
TIGER	タイガー
DAIKIN	ダイキン
dyson	ダイソン
DAINICHI	ダイニチ
TASCAM	タスカム
TAXAN	タクサン
TANITA	タニタ
TAMRON	タムロン
TANNOY	タンノイ
TWINBIRD	ツインバード
TEAC	ティアック
DX ANTENNA	ディーエックスアンテナ
TDK	ティーディーケー
T-fal	ティファール
TESCOM	テスコム
DENON	デノン
deviceSTYLE	デバイスタイル
DeLonghi	デロンギ
DENSO	デンソー
TOTO	トートー
THORENS	トーレンス
TOSHIBA	東芝 / 東芝ホームアプライアンス
TORAY	東レ
TOKINA	トキナー
TOYOTOMI	トヨトミ
Trywin	トライウイン
ナ行	
NANAO/EIZO	ナナオ / エイゾー
Nikon	ニコン
Nestle	ネスレ
ハ行	
Purpose	パーパス
harman/kardon	ハーマン・カードン（オーディオ系）
Haier	ハイアール
Pioneer	パイオニア
BUFFALO	バッファロー
Panasonic	パナソニック
Paloma	パロマ
PFU(Fujitsu)	ピーエフユー
PIXELA	ピクセラ
Victor	ビクター

英語表記	日本語表記
HITACHI	日立 / 日立ホームアプライアンス
HYUNDAI	ヒュンダイ
FAMILY	ファミリー
PHILIPS	フィリップス
Fellowes	フェローズ
FOSTEX	フォステクス
FUJIIRYOKI	フジ医療器
Fuji Xerox	富士ゼロックス
Fujitsu	富士通 / 富士通ゼネラル / 富士通テン
FUJIFILM	富士フイルム
BRAUN	ブラウン
brother	ブラザー
PLANEX	プラネックス
Princeton	プリンストン
BLUEDOT	ブルードット
BenQ	ベンキュー
PENTAX	ペンタックス
BOSE	ボーズ
Polaroid	ポラロイド
マ行	
Mark Levinson	マークレビンソン
Maxell	マクセル
MASPRO	マスプロ
Max	マックス
Mamiya	マミヤ
Marantz	マランツ
MITSUBISHI	三菱電機
ヤ行	
YA-MAN	ヤーマン
YAMAHA	ヤマハ
YUPITERU	ユピテル
ラ行	
LEICA	ライカ
LaCie(ELECOM)	ラシー
LUXMAN	ラックスマン
RICOH	リコー
Rinnai	リンナイ
LEXMARK	レックスマーク
lenovo	レノボ
Logicool	ロジクール
Logitec	ロジテック
ワ行	
WACOM	ワコム
Wadia	ワディア

2013年3月25日現在
（JHS555･20130325）

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、
身の回り品の盗難・損害にあった場合
24時間日本語相談
日本語安心サービス

※家族特約対象者は、一部ご利用いただけないサービスがございます。

Q:どんなサービスですか?

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなどさまざまな事故についてのご相談や、保険についてのさまざまなご相談を、東京を含め、世界6都市に設置した日本語センターで、年中無休、通話料無料で24時間いつでも受け付けています。
日本語を話せるスタッフが応対しますので安心してご利用ください。
※このサービスは、株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携によりJCBザ・クラス付帯海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は?

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス
ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。
◎日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約
◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配
（家族特約対象者は、キャッシュレス治療サービスはご利用できません。）
◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
◎保険金請求に必要な書類の手配
◎付添者、通訳などの手配
◎警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート
◎賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介
◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど
（家族特約対象者は、日本帰国後の手続となります。）

Q:サービスは無料ですか?

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、JCBザ・クラス付帯海外旅行傷害保険で対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。
ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申込方法は?

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、次ページの電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

（日本語安心サービス）アシスタンスセンターへの連絡方法

アシスタンスセンターへの電話番号は次のとおりです。

【ご注意】携帯電話からはご利用いただけません。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グァム・サイパン	1-877-243-4117
アルゼンチン	0800-666-1467
ウルグアイ	0004-019-0426
カナダ	1-877-791-2146
コロンビア	01-800-518-1441
ブラジル	0800-892-3137
ペルー	0800-54-439
メキシコ	001-800-514-6614

ヨーロッパ・中近東・アフリカから

お客様のご滞在先	電話番号
アイスランド	800-9656
アイルランド	1-800-94-8313
アラブ首長国連邦	800-081-3-0042
イギリス	0808-234-3816
イスラエル	1-809-456-613
イタリア	8007-89642
オーストリア	0-800-296-200
オランダ	0800-022-8239
ギリシャ	00800-1612-206-6613
スイス	0800-55-1068
スウェーデン	020-79-2823
スペイン	9009-58170
チェコ	800-700-975
デンマーク	8088-6981
ドイツ	0800-181-0836
ノルウェー	800-16295
ハンガリー	06-800-19046
フランス	0-800-91-5290
ベルギー	0800-73271
ポーランド	00800-811-3248
ポルトガル	800-827-645
南アフリカ	0800-98-3170
モナコ	800-93-694
ルクセンブルグ	800-27-154
ロシア	8108-002-054-4081

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号
中国（北部）※2	108008132783
中国（南部）※2	108004812966
中国国内で、上記番号が利用できない地域	018-888-8188
香港	800-90-5122
台湾	00801-81-4652
韓国	00798-81-7-1702
シンガポール	8-008-102-354

海外でお困りの際のホットラインサービス

お客様のご滞在先	電話番号
インド	0008-001-00-7804
インドネシア	0018-030-081-1304
タイ	001-800-814-5141
フィリピン	1-800-1816-0289
マレーシア	1-800-81-5067
スリランカ	011-242-2217

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号
オーストラリア	1-800-084-046
ニュージーランド	0-800-885-078

その他の地域から

お客様のご滞在先	電話番号
地域(国)を問わず(コレクトコール※1)	(国番号81)3-5213-0285

※1 その他の地域もしくはトールフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで『日本興亜日本語安心サービス』(P53)までご連絡ください。コレクトコールのかけ方は次ページをご覧ください。コレクトコールがご利用出来ない場合は、『日本興亜日本語安心サービス』(P53)まで直接ご連絡頂き、折り返しご連絡するようお申しつけください。

※2 中国北部…華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)「河南省・山東省」
中国南部…上記以外(上海市、重慶市など)

国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。各番号で電話がつながらない場合は、『日本興亜日本語安心サービス』(P53)にコレクトコールでおかけ直しください。
電話番号は、お間違いのないようおかけください。

～トールフリーご利用上の注意～

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があり、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

〈参考〉オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例：ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージ・インターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.
(お待たせしました。出ましたのでお話ください。)

○オペレータが、こう言ったら……
- Hold on, please.または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
- Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
- Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- Go ahead, please.(どうぞお話しください)
- The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー
(料金無料)

ご利用可能地域が決まっております。
「フリーダイヤル」 ➡ 原則同国内から。
「インターナショナル・トール・フリー」➡P.50、P.51の地域から。
「コレクトコール」➡上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスに電話をかける場合

1-877-243-4117
↑
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グァム・サイパンからの日本語安心サービストールフリーダイヤル

*センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■お問い合わせ先

保険内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご確認のうえお問い合わせください。

海外・国内旅行傷害保険、ショッピングガード保険、ライフアクシデントケア制度について

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは「日本語安心サービス」（P49～51）をご利用ください。

●日本国内での連絡先
『日本興亜JCB事故受付デスク
（JCBカード自動付帯サービス専用）』
0120-258-554
受付時間 9:00AM～5:00PM　日・祝休

●上記受付時間外および海外からの連絡先
（海外からご連絡の場合、コレクトコール利用可）
『日本興亜日本語安心サービス』
03-5213-0285（有料）
受付時間　24時間　年中無休

※『日本興亜JCB事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

JCB HOMEサポートクラブについて

●ホームサポートサービスの詳しい内容・ご用命について
『JCB HOMEサポートクラブホームサポート受付デスク』
0120-126-252
受付時間 9:00AM～5:00PM　日・祝・年末年始休

●家電修理保証サービスの詳しい内容・ご用命について
『JCB HOMEサポートクラブ 家電修理保証日本興亜受付デスク』
0120-013-130
受付時間 9:00AM～5:00PM　日・祝・年末年始休

※お手元に、JCBザ・クラスをご用意のうえ、お問い合わせください。
サービスのお申し込み時に、クレジットカード番号の確認を行います。
※サービスのお申し込みには、ザ・クラス本会員の方からのご連絡が必要となります。

その他、JCB ザ・クラス付帯サービス全般について

●ザ・クラス・メンバーズデスク
0120-022-733
受付時間 9:00AM～5:00PM 年中無休（年末年始を除く）

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。

MEMO